

県内20社目のくるみん認定企業が出ました！

—ソニービジネスオペレーションズ(株)10月26日(木)「認定授与式」—

沖縄労働局（局長 待鳥浩二）は、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づく県内20社目の認定（通称：くるみん認定）企業として、平成29年9月28日付けでソニービジネスオペレーションズ株式会社（本社：豊見城市、代表：間所 泰宜）を認定しました。

また、認定授与式を10月26日(木)に沖縄労働局で実施しました。



ソニービジネスオペレーションズ株式会社

所在地：沖縄県豊見城市

事業内容：サービス業

労働者数：360名（男77名、女283名）



1 一般事業主行動計画

(1) 計画期間 平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日（2年）

(2) 行動計画の内容

- 目標・仕事と子育ての両立を促進するための職場環境を整備する。
- ・働き方の見直しに資する取組により、職場環境を整備する。
 - ・子を望む社員を支援するための休暇制度を検討する。
 - ・仕事と介護の両立を促進するための職場環境を整備する。

2 目標に対する取組結果

- 女性社員だけでなく、配偶者が出産した男性社員に対し両立支援制度の案内を行うなど育休取得促進に取り組み、計画期間内に男性の育休取得者を出した。
- 社員が利用できる育児・介護の両立支援制度をわかりやすくまとめたガイドブックを作成し、社内ホームページ上で社員誰もが閲覧できるようにした。
- 社員の不妊治療をサポートできるよう休暇制度を拡充した。具体的には、年次有給休暇の時効による消滅分を積み立てて使用できる「積立休暇」において、不妊治療のために使用できるようにした。

3 計画期間中の育児休業取得者数および割合

男性 育児休業取得者1名（配偶者が出産した男性労働者数4名、育児休業取得率25%）

女性 育児休業取得者46名（出産した女性労働者46名、育児休業取得率100%）

4 その他

- 水曜日のノー残業デイおよびゆう活について社内で周知を行い、所定外労働の削減に取り組んだ。
- 平成29年4月1日から認定基準および認定マークが改正された。労働時間についての基準が新たに設けられた他、男性育休取得率の基準も高くなった。また、対象企業に法令違反がないか、より厳しく確認する。
ソニービジネスオペレーションズ（株）は、新基準での県内認定第1号である。